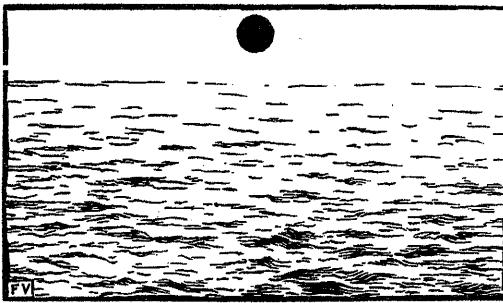


泉水国賠つうしん 9

控訴審(交通権回復のための共同訴訟)期日延期の可能性も

●去年、交通権回復のための共同訴訟控訴審が、その三日前に延期になつて大慌てしたけど、一月一七日(火)予定の第一回期日が、再度延期になるかもしません。●裁判所はどうしても一回で結審したいようです。でも被告・国側は原告一人ひとりについて主張をしてきていて、反論するにはとても一回ではすまない。裁判所はそこで、じゃあ反論のための時間をもつとたくさんとりましようか?と、意向を示してきたというわけ。●一月七日の時点でもまだ調整中で、予定通り開廷なのか、延期なのか、わからないのです。でも控訴審には負けられん。傍聴の仲間の日が絶対に必要なんや。●傍聴に来ようともわざわざの方は、必ずわたしに電話をください。(0568-61-5850)。Twitter のアカウント@senmilitte にも、確定した日時が載ります。●「順変」義務付け請求訴訟の方は一月一〇日(火)。何をもお忘れなく。(風)



由井神父さんのこと

水田ふう

二〇一六年一〇月三〇日、泉水さんの身柄引受人の由井滋神父が亡くなられました。あまりに急なことやつた。一月一日の告別式に参列しました。

五〇〇席もある布池教会大聖堂は満員です。由井さんが、みんなに慕われている神父さんだつたとわかります。

由井神父さんといつしょに仕事をしてきたという長老のような方の話が面白かつた。形式ばらず、普段どおりの語り口で、由井神父は誰に対しても偉ぶるところがなくて、自分を一段下において、「あつ、そうか」という—その口癖のことにふれると、会場から笑い声が起りました。

そして、いまごろ由井神父が「ここはどこかな?」とそばのひとに尋ねると、「ここは天国です」

という話には大笑いでした。

参列されたみんなも由井神父のこの口癖をよく知っていたんだなとおもいました。

「あの写真のとおり、由井神父は仏さまのような方で……」と、キリスト教のひとが仏さまという表現がおかしかったけど、これには誰も笑わなかつたから、由井神父を知る人にとつては自然だつたんやろね。

そして、「今日きておられるのは、教会関係だけでなく市民運動の関係の方々……指紋押捺拒否では、怒つたことのない由井さんがすごく怒つて……由井神父は、困つてひとから何か頼まれると断れないひとで……」と。

由井さんは、泉水さんのことだけでなく、いろんな活動をされていた人だつたんやと、改めて知りました。

「それでも、由井神父は最後まで酒も煙草もやめられませんでしたね」に、また会場から笑い声。献花のときは、泣いておられるかたも多数みえました。わたしも涙がとまらなかつた。

いよいよ出棺のとき、天井からパイプオルガンが鳴り響いて驚きました。ほんもののパイプオルガン聴くの初めてです。厳粛ということばが浮びました。

それから、みんな外にでて、棺の車を見送ったのですが、あちこちから自然に贊美歌が歌われました。その思いのこもつた歌声がまだ耳に残っています。(告別式から帰つて、泉水国賠の仲間に送つた報告のメール)

*

由井神父さんは、ほんとうに長い間お世話をなつた。告別式に出て、由井神父のようないひとを「偉い人」——のだとおもつた。そやのに、由井神父さんは無礼の数々で……いまさら遅いんやけど。

由井神父さんは、誰に対しても一段下に自分をおいて「あつ、そうか」と云うのに、わたしときたら、一段下どころか、由井さん、由井さんって、気軽に呼んで……。

なにしろ、最初の出あい方がよくなかつたな。

二〇〇五年に監獄法が「改正」されて、わたしたら「非親族」も面会できるようになつたんやけど、それまでは身柄引受人しか面会できんかつた。その身柄引受人が泉水さんにはずつといなかつたんや。(由井神父が引受けてくださつただけど、申請してから二年もかかつてる。)

でも、それから由井神父は北海道に赴任されて、なんだか「病気のようで療養所に入つておられるとか、わたしはこの間の事情はまったく知らんのやけど、なにしろ音信不通というので、なんやたよんないひとやなーと思つたんや。それがだんだん変わってきたんや、すこしづつ、気づかんうちに――

由井さんが無事名古屋布池教会に戻られてからは、ちよくちよくいつしょに泉水さんの面会に行くようになつた。岐阜刑までの道中は長いし、いろんな話をした。

フランスに行つて乞食行脚?をしたとか。悪徳業者を相手どつて争議の仲間にくわわつたら、逆に訴えられたとか。東京まで新幹線じやなくて深夜バスにのつて酒場によつたとか。わたしが「神さんいうの、ようわからんわ」と云うと、「わからんから神さんや」つて。



」のときはわたしのほうが「あつ、そうち」といふ。そんなおしゃべりで、わたしのほうはますます気易くなつていくんやけど……。

あるとき、「泉水さんから裁判資料がどつさり送られてくるんですけどね、ぼく、それ、読めなくて、弱つてるんですけど……」つて。それはわたしも同じやけど、なにしろわたしは原告やら読まんわけにいかな。で、その日の面会だつたか次のときか忘れたけど、由井さんが「順変つて難しいですね。なんど聞いても頭に入らない。どうしたことなんでしょ……」つて泉水さんに質問したんや。すると、即座に泉水さん、「すぐ裁判資料コピーして送りますから……」つて。

泉水さんにしてみれば、書面に書いてあることはすべて自分でとつてのつべきならぬことや。でも、公民館やコンビニのコピー機にはりついて、裁判関係の全書類をサイズ通りにコピーして、全部順番通りに揃えて綴じるのつて、わたしみたいな種族には難業なんや。わたしはあわてて「いや、このひとには送らなくていいです。送つても読まないから」つて言つてしまつたよ。ひどいだらあ。

告別式で「由井神父は仏さまのような方で……」という話がでた。仏さまというよりお地蔵さまのようなひとやつたなあ。由井さんがそこに「居る」いうだけで雰囲気がまるくなつて安心なかんじ。

でも、その茫洋とした印象が一変した「事件」があつた。突然「非親族は面会不許可」になつて、面会できるのは、身柄引受人の由井さんだけになつた。それでもわたしは由井さんといつしょに岐阜刑に行つて、申込み用紙にいろいろな面会理由を書いて申込んだ。どう書いても認められんで、でも面会権を争つてる同じ原告同士なんやから、「裁判の打合せのために面会したい旨」を所長さんあてに手紙を書いてもつていつた。そしたらなんと、「許可」がでた。

わたしはもう飛びはねるような気分で、由井さんと面会室に向つた。

しばらくして、刑務官に引率されてきた泉水さんが面会室の窓からこちらを覗く。「あれつ」という顔がぱつとほころんで、いつものにこにこして照れたような笑顔で挨拶。

「順変」義務付け請求訴訟 2016.11.7

第二回口頭弁論期日報告

富田琴太郎

市役所のすぐ裏に拘置所があり、裁判所の斜め向かいに中日新聞本社があり、また近くのどこかに、夏、ホタルが飛ぶ堀がある——地図をだいたいおぼえたつもりだつたけれど、駅の階段を登るとやはりまだ方向がわからない。

この日、名古屋は快晴。昼食をとりにネームカードを首にぶら下げる官庁街を歩く人たちは上着を着ていなかつた。開始三〇分前、法廷脇のベンチに到着。いつもの顔がすで

さて、何から話そうと口を開いたとたんに、記録係の刑務官が「交通権の裁判の話はしてもいいですが、順変の方の裁判の話はできませんから」と釘をさしてきた。「ええつ？」

すると由井さん、「わたしは身柄引受人ですから、制約なしになんでも話せるはずです」と即座に、きつぱりと言いつつたんや。びっくりした。冴えてるー。

共同訴訟の方は交通権について争つてる裁判やけど、泉水さんはすでに本人訴訟で「順変」のさいしょの提訴をしていました。で、「順変」のことは、由井さんに向つて話し、交通権でのあれこれはわたしに向つて話す、という芸当で一件落着。泉水さんは、その日話したいことを全部話せたんや。

お地蔵さんの眼つたような目が、その時パカッと見開いたような「事件」やつた。わたしはすつかり由井さんを見直してしまつた。

裁判が始まつてからは、何度も由井さんの教会の会議室を使わせてもらつた。(亡くなつた後で聞いたたら、ほんまは教会関係の会議でしか貸したらあかんのやで。) その度に、由井さんはインスタントでないコーヒーを一度ずついれてくれはつた。お菓子もかならずテーブルに何種類かおいてあつた。わたしはてつくりお供えものの残りとばかり思つてたけど、それは全部、由井さん自前の心遣いやつたんや。

「亡くなる数日前、でんわがあった。

「これから検査入院です」と告げられた。だから裁判後の報告会に会議室を用意できないのです——という連絡やつた。

それが、入院して三日目くらいやで、「亡くなつた」いう知らせをもらつたのは。がんの検査とは云うてはつたけど、病院でなにがおこつたんや！ 肺炎を併発してということやつたけど、いまも信じられる。

でもほんまは、無理がたたつて、全身弱つておられたんや。でんわもらつたとき、退院したらもういろんなことにかかるらんと、ゆっくり体やすめてくださいつて云うたら、このときばかりは「あつ、そうか」ではなく、「そんなわけにはいかないんです」つて、きつぱり断られてしまつた。

神さんのこと、信仰のこともようわからんけど、(由井さんの方からそんな話は一度もされなかつた) 由井さんといふ神父さんの存在を、わたしは生涯大事に大切に思つて、決して忘れないからね。

由井さん！

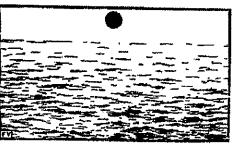
に揃つていて、雑談中。今日は市役所ではリニア建設工事の抗議申し入れがあり、裁判所では朝鮮学校無償化をめぐる裁判があるという。(建物の脇に、学生たちがたくさん集まっているのが見えた。)

「もう入れるよ」という声がどこからかきこえて、予定の時刻より早めにぞろぞろと傍聴席へ。すると、見知らぬ男が原告席に座り、ファイルをめくつて。紺色スーツの男をにらみながら、「いつから私たちは原告席ではなくなつたんだ？」といぶかる声がした。「いや、あれはたぶん一つ前の裁判の人だと思いますよ」と言つた自分も、一しゆん考えてからだつた。(この会話は、後で思い出しておかしかつた。)さて、その紺色スーツの男の口頭弁論は文字通り二言三言で予定時間内に余裕をもつて済んだ。ややあって、安田好弘

「順変」義務付け請求訴訟 第4回口頭弁論 2月20日(月) 13時15分 名古屋地方裁判所1102号法廷

交通権回復のための共同訴訟 控訴審 第1回口頭弁論 1月17日(火) 13時45分 名古屋高等裁判所1004号法廷

▲17日(火)予定の控訴審には、期日変更【延期】の可能性があり、確認が必要です。1頁、最初の文章をお読みください。



弁護士、山下幸夫弁護士が原告席に着席した。

被告・国側は、今回二人で登場。この人たちの名前は、大島憲太郎、大平浩志、近藤治彦のうちのどれかだが、主に口を開いた人物は、現役の裁判官でもあるという。(ちなみに被告側指定代理人は、共同訴訟の代理人一五人の中の三人。)

*

第三回公判の前にかわされた書面はいざれも、「マル特」

指揮及びそれらの者の仮出獄に対する検察官の意見をより適正にする方策について(依命通達) (最高検第887号 一九九九年六月一八日 次長検事堀口勝正名 檢事長・検事正宛) ——をめぐるもの、だつた。

被告側書面は、第二回公判(九月一日)のあとで原告が提出した――

1 「マル特」通達文書発出の事実があるかどうか。(認める場合はその全文の提出を請求。)

2 原告は「マル特」と判断されているか否か。(されてい るならば、それはいつされたのか?)

という「求釈明」(九月九日付)に対し、「釈明の必要を認めない」というものだった。

被告は、「求釈明」に対して、「争点と関連しない」として、書面でも言及を一切避けた。

そして前回公判に法廷で口にした一行台詞をパソコンでうつ作業に二ヶ月を費やしたのだった。

原告側書面は、被告側書面に対し、改めて、同「求釈明」への回答を求めたもの。

順変がなされない「真の理由」は、「マル特」に指定されているからだ——と、原告が「マル特」を争点にして主張している以上、被告は「別の理由」を取り出して「争点とは関連がない」とすり替えるのはおかしい。関連しないと言い張るのであれば、「マル特」は「真の理由」ではないことを被告は立証すべきだ、と主張。

裁判所に対しては、同日提出の「文書提出命令申立書」に即して、「マル特」通達の提出を原告に命令せよ、としたのだった。

*

一一月七日、名古屋地裁1102号法廷に戻る――
傍聴者、一二名。一三時二〇分定刻開始。

書類の事務的な確認がなされたあとで、前回公判を経てなお、「第2準備書面」(二〇一六年一〇月二七日)と同様の「釈明の必要を認めない」を繰り返し、かたくなに「マル特」通達の文書提出はしない、ということであれば審議はすすめようがない——今回は安田弁護士が口火を開き、裁判官も眉間にシワを寄せて、被告に質すという、いきなり煮詰まつた展開になつた。

次回もまた、「釈明の必要を認めない。」という一行が出てくるだけなのか??

裁判官は、ひとまず自分が進行を預かる、というような提案をし、これではもうそちらでとりあえず考えてもらうしかない……と安田弁護士が発言。

それで……どうするのか?

二方向から問われ、そして傍聴席のとげを隠さない険しい目が被告席に向く。二ヶ月もかけて、新幹線代ひつたくつて、また同じことを見せようつていうわけじやないですかね? という苟々がつのつているのだ。

すると、それまで身を縮めて、何かが通り過ぎるのを待つようなしぐさをしていた被告席の代理人は、ノリの軽い、てれ屋のようなしぐさで、頭をかぎだした。法律のプロでも、困ったときの癖がつい出てしまつたのだろう。被告側代理人は、何らかのかたちで応じるようなことを言い出した。

結局、被告側代理人は、「文書提出命令に対する意見書」を提出する、ということに同意した。しかし、またしても二ヶ月以上の時間をかけて。「各方面」と協議しないといけないので……とのこと。締め切りは、来年一月二〇日。

同「意見書」に対する書面(反論)の締め切りについては、安田弁護士は「遅くとも」三週間あればとややイヤ味つぱく返事。提出日は、二月一〇日。

「順変」義務付け請求訴訟第四回口頭弁論期日は――
二〇一七年二月二〇日(月) 一三時一五分、1102号法廷と決まり、この日の公判は終了した。

報告会では――*

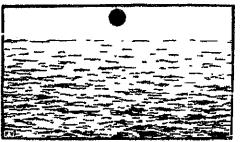
(1) 今日の公判の被告側の態度の真意は、「引き伸ばし」にある。三月には、指定代理人たちは転勤になる。面倒なことを自分がしたくない。そのため、前回も二ヶ月かけて、法廷で述べたことと同じ内容を書いて裁判所に提出した。

(2) 今日の左側の(頭をかいていた人)は、法務省に出向

「順変」義務付け請求訴訟 第4回口頭弁論 2月20日(月) 13時15分 名古屋地方裁判所1102号法廷

交通権回復のための共同訴訟 控訴審 第1回口頭弁論 1月17日(火) 13時45分 名古屋高等裁判所1004号法廷

▲17日(火)予定の控訴審には、期日変更【延期】の可能性があり、確認が必要です。1頁、最初の文章をお読みください。



中の裁判官であることがわかつてゐる。判検交流ならぬ、裁判交流で、裁判官のまま出向してゐる訟務検事である。

(3) 被告側の論の組み立て方――

無期懲役＝「終身にわたり懲役刑を受刑しなければならない」。

泉水さんだけではなく、他の受刑者も長期間収容されている。だから、順変が行われなかつたとしても、まったく問題はない――とすること、「マル特」通達にはあくまで触れさせず、勝負する、というもの。

(4) 仮釈放については検察に意見を聞かなければならぬ。泉水さんだけではなく、他の受刑者も長期間収容され、その問題はないとするとして、「マル特」通達にはあくまで触れさせず、勝負する、というもの。

（5）泉水さんが旭川刑務所から人質になるため東京拘置所に来て、人を人とも思わぬ検察とのやりとりがあつた。「行くな」という検察の意向に反したことが、現在の泉水さんをとりまく状況の背景としてあるだろう。

そして今回、被告側準備書面には、「社会への恩返し」などおこがましい、という心根がにじみでてきている。泉水さんは、検事の、官僚の、二重三重の差別感情、「刑事犯」に対する蔑みに囲まれつづけている。

(6) 今後について――。「求釈明」「文書提出命令申立書」に対して、被告側は回答せず、提出もしなかつた。次回、被告は「文書提出命令に対する意見書」を出すことは約束した。それが出たらこちらが意見を出す。……

「マル特」通達とその隠蔽は、法務省の「無期刑受刑者に係る仮釈放の運用が透明性」を高めるという建前と完全に逆行る。

読者から

●カナダの刑務所で開かれている読書会の運営にかかわったジャーナリストが書いた『プリズン・ブック・クラブ』――コリンズ・ベイ刑務所読書会の一年』(紀伊國屋書店)という本を読んでいます。日本の刑務所とくらべてずいぶん自由度が高いようで、うらやましく思います。

千葉・Y

編集後記

●面会の帰りしな、泉水さんに「刑務所の日常で、いちばんほつとする時間とか、場所はどこですか?」つてきいた。泉水さん、両手で机を叩きながら、「それは、ここ、ここですよ」つて。「笑うのだけ、ここだけですから」。そうかーあ。目の前にこにこした泉水さんの顔は、この面会室だけのものなんやな……。●「木枯らしや転ぶな寝つくな義理を欠け」と書いたハガキを向井さんにくれたのは、伊藤信吉さんやつたと思ひ出す。このごろ、この句がしきりに口からでてくる。家中でよくつまづくんや。●庭でも向井さんが河原から拾つてきた石がころころしてて、それにつまづく。朝に夕にやってくる自由猫さんたちが「ニャー」と挨拶すると、急いで石の上を歩いていつて、「どうぞ」とゴチを差し出す。

●まだ、寝ついてはいないけど、危ないもんや。●義理は欠きっぱなし。●今年もどうぞよろしくお頼み申します。(風)

●順変訴訟は、マル特無期の方々に、もししかしたら大きな風穴を開けられるかもしれませんね。外部交通権の裁判もそうですが、小さな裁判のようでも、ものすごく大きな裁判のような気がします。

するものでしかないことは明らかだらう。

ところで、今回、訴状と被告側準備書面を読んでいちばんおどろいたのは、被告側準備書面で幾度も繰り返される、無期＝終身というフレーズだった。

「原告は、無期懲役の受刑者であるため、原則として終身にわたり懲役刑を受刑しなければならない」

それに対し私たちの「訴状」は――

「刑執行順序変更をしないことによつて、原告を仮釈放せず、事実上の終身刑として一生刑務所から出さない結果を招来するという正義に反する事態を法が容認することがきないけれども、ふとそこまで言い切つてしまつていいの?」

と思い、ためしに法務省のホームページを見てみた。

「無期刑とは、刑期が終身にわたるもの、すなわち、受刑者が死亡するまでの刑を科するといふものです。」(無期刑及び仮釈放制度の概要について)

……あつた。ここにも、そう書いてあつた。あの準備書面にたくさん乗つかつていたのは、このフレーズのコピーなのだろう。

「日本は無期懲役。終身刑ではない」程度の認識しかなかつた自分は、泉水さんのおされた状況の過酷さを、想像すらできていなかつたのだ。

刑及び仮釈放制度の概要について

……あつた。ここにも、そう書いてあつた。あの準備書面にたくさん乗つかつていたのは、このフレーズのコピーなのだろう。

「日本は無期懲役。終身刑ではない」程度の認識しかなかつた自分は、泉水さんのおされた状況の過酷さを、想像すらできていなかつたのだ。

●シュミテクトの話にびっくり。うちも今のハミガキ粉がなくなつたらシュミテクトにしてみたいと思つています。泉水さんおしえて下さつてありがとうございます。 東京・T

愛知・K

私も使つてたけど、ふうさんは?

●泉水さんの歯槽膿漏がシュミテクトで治つたことは、よかつたですね。と同時に、シュミテクトは効くんだとも思つた。

愛知・K

のなんやな……。●「木枯らしや転ぶな寝つくな義理を欠け」と書いたハガキを向井さんにくれたのは、伊藤信吉さんやつたと思ひ出す。このごろ、この句がしきりに口からでてくる。家中でよくつまづくんや。●庭でも向井さんが河原から拾つてきた石がころころしてて、それにつまづく。朝に夕にやってくる自由猫さんたちが「ニャー」と挨拶すると、急いで石の上を歩いていつて、「どうぞ」とゴチを差し出す。

●まだ、寝ついてはいないけど、危ないもんや。●義理は欠きっぱなし。●今年もどうぞよろしくお頼み申します。(風)